

○倉敷市若手技能者全国大会等出場奨励金交付要綱

平成31年3月29日

告示第190号

改正 令和2年3月3日告示第83号

令和2年3月6日告示第100号

令和4年3月25日告示第131号

令和4年7月13日告示第430号

令和5年4月6日告示第212号

(目的等)

第1条 この要綱は、各種産業技能及び技術を競う全国大会等に出場する若手技能者等に対し、倉敷市商工業活性化基金及び当該基金の運用から生ずる収益を財源として、予算の範囲内において奨励金を交付することにより、産業人材の育成を図り、もって商工業の活性化に資することを目的とする。

2 奨励金の交付に関しては、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、大学及び高等専門学校、同法第124条に規定する専修学校、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の7第1項第2号に規定する職業能力開発短期大学校並びに同項第3号に規定する職業能力開発大学校をいう。

(2) 若手技能者 全国大会等に出場し、かつ、次のいずれかに該当する満15歳以上29歳以下の者をいう。

ア 本市内に住所を有し学校に在籍する者又は本市内の学校に在籍する者

イ 本市内に住所及び事業所を有する個人事業主

ウ 本市内に事業所を有する会社又は個人事業主の当該事業所に勤務する者

(3) 団体等 前号アに該当する者が在籍する本市内の学校又は前号ウに該当する者を雇用している会社又は個人事業主をいう。

(4) 全国大会等 別表第1に規定する大会又は同表に規定する大会に準ずると市長が認めるものの国際大会、全国大会又は中国地区以上の規模のブロック大会をいう。

(5) 出場 全国大会等の開催会場に赴き、発表、実技等を行うこと又はオンライン参加等（情報通信技術の利用による映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら発表、実技等を行う方式、発表、実技等の様子を撮影した動画等を送付する方式又は主催者の定めに従い、特定の材料の使用等により製作した作品を送付する方式によって全国大会等に参加することをいう。別表第2において同じ。）をいう。

(交付対象者)

第3条 奨励金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 前条第2号アに該当し、個人種目で出場する18歳以上の若手技能者
- (2) 前条第2号アに該当し、個人種目で出場する18歳未満の若手技能者の保護者
- (3) 前条第2号アに該当する若手技能者が在籍し、団体種目で出場する場合の本市内の学校
- (4) 前条第2号イに該当し、個人種目で出場する若手技能者で市税の滞納がないもの
- (5) 前条第2号ウに該当する若手技能者を雇用する会社又は個人事業主で市税の滞納がないもの

2 前項の規定にかかわらず、同一の若手技能者が同一の全国大会等に出場する場合に、若手技能者又はその保護者と団体等は重複して奨励金の交付を受けることはできない。

(交付額等)

第4条 奨励金の交付額は、別表第2に規定する額とし、団体等が申請する場合の1大会当たりの上限額は、別表第3に規定する額とする。

2 奨励金の交付は、同一の若手技能者につき1年度当たり3回を限度とする。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、申請に係る全国大会等の開催期日の14日前（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、前日）までに、所定の交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 申請に係る全国大会等の開催要項等
- (2) 申請に係る全国大会等の参加申込書の写し等参加することが分かる書類
- (3) 若手技能者が予選又は予選に代わる推薦を経て出場する場合は、予選結果の分かる

書類又は推薦書の写し

(4) 第3条第1項第1号又は第2号に該当する若手技能者の場合は、在学証明書

(5) 第3条第1項第1号又は第2号に該当する若手技能者のうち市内在住者であって市外の学校に在籍するもの場合は、住民票の写し（発行日から3月以内のもの）及び所定の誓約書（県外の学校に在籍する者に限る。）

(6) 第3条第1項第4号に該当する若手技能者の場合は、住民票の写し（発行日から3月以内のもの）

(7) 申請者が会社又は個人事業主の場合は、事業所の概要が分かる書類及び市税の滞納がないことを証する書面（発行日から3月以内のもの）

(8) 申請者が団体等の場合は、所定の対象者一覧表兼在籍証明書

(9) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、これを審査し、奨励金の交付の適否を決定し、所定の通知書により通知するものとする。

(変更等の承認)

第7条 奨励金の交付決定を受けた者（以下「奨励事業者」という。）は、交付決定を受けた大会の出場（以下「奨励事業」という。）の内容その他申請に係る事項を変更しようとするとき、又は当該奨励事業を中止しようとするときは、あらかじめ、所定の承認申請書を提出し、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 奨励事業者は、奨励事業が完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、所定の実績報告書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(奨励金の額の確定等)

第9条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、これを審査し、奨励金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき奨励金の額を確定し、所定の確定通知書により通知するとともに、奨励事業者の請求により奨励金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第3号に該当する交付対象者について市長が奨励金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、奨励金の概算払をすること

ができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月3日告示第83号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和2年3月6日告示第100号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月25日告示第131号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年7月13日告示第430号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の倉敷市若手技能者全国大会等出場奨励金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年4月6日告示第212号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

全国高等学校IT・簿記選手権大会
全国高等学校デザイン選手権大会
化学グランプリ
全国高等学校ファッションデザイン選手権大会
高校化学グランドコンテスト
全国高等学校英語スピーチコンテスト
全国理容競技大会
全国溶接技術競技会
技能五輪国際大会
技能五輪全国大会

調理技術コンクール全国大会
技能グランプリ
ETロボコン
若年者ものづくり競技大会
高校生ものづくりコンテスト
全国選抜高校生溶接技術競技会
全国高等学校ロボット競技大会
全国障害者技能競技大会
全国高等学校生徒商業研究発表大会
中国五県高等学校商業教育実技競技大会
現代ビジネスプラン・コンペ

別表第2（第4条関係）

（単位 円）

大会種別	若手技能者1人当たりの奨励金の交付額		
	開催地が国外の場合	開催地が国内（岡山県外に限る。）の場合	開催地が岡山県内の場合又はオンライン参加等の場合
国際大会（予選又は推薦を経て出場するもの）	50,000	20,000	8,000
国際大会（予選又は推薦を経ずに出場するもの）	25,000	10,000	5,000
全国大会（予選又は推薦を経て出場するもの）		20,000	8,000
全国大会（予選又は推薦を経ずに出場するもの）		10,000	5,000
中国地区以上の規模のブロック大会（予選又は推薦を経て出場するもの）		10,000	5,000

中国地区以上の規模のブロック大会 (予選又は推薦を経ずに出場するもの)		5,000	
--	--	-------	--

別表第3 (第4条関係)

(単位 円)

大会種別	団体等が申請する場合の1大会当たりの 上限額
国際大会 (予選又は推薦を経て出場するもの)	500,000
国際大会 (予選又は推薦を経ずに出場するもの)	250,000
全国大会 (予選又は推薦を経て出場するもの)	200,000
全国大会 (予選又は推薦を経ずに出場するもの)	100,000
中国地区以上の規模のブロック大会 (予選又は推薦を経て出場するもの)	100,000
中国地区以上の規模のブロック大会 (岡山県外で開催され、予選又は推薦を経ずに出場するもの)	50,000